

『国勢調査員』 募集のお知らせ

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象として、総務省が実施する国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいて5年に一度実施されます。

調査は9月初旬から10月下旬まで度々調査担当地域訪問の必要があるため、できれば同地域お住まいの方と言う事で、山手台東自治会にも調査員（3名）推薦の依頼が宝塚市市民相談課より来ています。

調査員応募希望者は添付「調査員の仕事概要」をご参照頂き、2月28日までに山手台東自治会メールアドレス又は班長さんにご連絡下さい。

山手台東自治会メールアドレス ; yamatedai.higashi@gmail.com

【報酬】

報酬額は担当する事務量により算出されます。

参考に令和2年国勢調査における報酬額は下記の通り

例1) 1調査区70世帯程度 約38,000円

例2) 2調査区140世帯程度 約69,000円

【応募資格】

- ・責任をもって調査事務を遂行できる原則20歳以上の方
- ・調査で知り得た秘密の保護に関し信頼のおける方
- ・業務の性質上、不適格と思われる次の職業等の者でない方
 - ① 警察に直接関係のある方
 - ② 選挙運動に直接関わる方（非選挙者や選挙事務所の職員）
 - ③ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者

* 本募集は自治会員に限らず非自治会員も含めた全市民に対しての募集です。
また、自治会への推薦依頼は義務ではありませんので、応募者が少なかったり無ければその旨市民交流部に報告します。役員だから応募するという様な事はなさないで下さい。

令和7年国勢調査 調査員の仕事（概略）

1. 国勢調査とは

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象として、総務省が実施する国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいて5年に一度実施されます。

2. 国勢調査の仕事内容（日程については令和7年3月末時点での予定です。）

(1) 調査員説明会に出席（8月8日～9月3日）

調査員説明会に出席し、調査の内容や仕事の進め方について説明を受ける。

(2) 担当する調査地域の確認（9月4日～9月19日）

担当する調査地域の範囲を確認し、調査の対象となる居住世帯を把握するために「調査区要図」を作成する。

(3) 調査についての説明と調査書類の配布、「調査世帯一覧」の作成

(9月20日～9月30日)

調査対象を訪問して調査についての説明と調査書類を配布する。
氏名、所在地、世帯員の数等を把握し「調査世帯一覧」を作成する。

(4) 調査票の回収（10月1日～10月20日）

① 調査書類を配布した世帯に「調査への回答はお済みですか」を配布する。

(10月1日～10月3日)

② 調査票を配布した世帯を訪問し、調査票を回収する。

(10月1日～10月8日)

③ 調査票の未提出世帯を改めて訪問して調査票を回収する。

(10月17日～10月27日)

調査票を配布した世帯を訪問し、調査票を回収する。

(5) 調査書類の確認・記入、整理を行い、市に提出する。

(10月下旬～11月上旬)

3. 「国勢調査員」の身分と待遇について

「国勢調査員」の身分は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

「国勢調査員」には、調査活動に従事した対価として報酬が支払われます。報酬額は、担当する事務量によって算出されます。

(参考) 令和2年国勢調査における報酬額

例1) 1調査区 70世帯程度 約38,000円

例2) 2調査区 140世帯程度 約69,000円

4. 「国勢調査員」の応募資格について

「国勢調査員」の応募資格は次のとおりです。

- ・責任をもって調査事務を遂行できる原則20歳以上の者であること
- ・調査で知り得た秘密の保護に関し信頼のおける者であること
- ・統計調査員としての業務の性質上、不適格と思われる次の職業等の者でないこと
 - ① 警察に直接関係のある者
 - ② 選挙運動等に直接関わる者（被選挙者や選挙事務所の職員）
 - ③ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者

担当 宝塚市市民交流部
市民相談課統計担当
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
直通電話 0797-77-2118
F A X 0797-77-2086